

2016年9月28日

駅社員による拾得物着服について

半蔵門線錦糸町駅において、当社駅社員が拾得物を着服していたことが判明いたしました。当該行為は鉄道従事員としてあるまじき行為であり、お客様をはじめ関係の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

詳細は下記のとおりです。

記

1 時系列及び発覚の経緯

2016年9月27日（火）15時09分頃、半蔵門線錦糸町駅において拾得物の確認作業を行っていた駅監督者が、拾得物である鞆の中の財布がなくなっていることを発見しました。社内調査を進めたところ、同駅に勤務している駅社員（21歳、女性）が、9月26日（月）23時55分頃、駅事務室内にある所定の保管場所から不正に拾得物を持ち出し、着服したことを本日認めました。

なお、2016年8月31日（水）、同駅定期券うりばで拾得された現金が紛失しており、社内調査を進めておりましたが、当該駅社員が9月1日（木）当該現金を駅事務室で着服したことも本日認めました。

2 拾得物着服内容

- ・8月31日（水） 現金 7万円
- ・9月26日（月） 財布及び現金 約8万円

3 処 分

社内規則に則り厳正に処分します。

4 再発防止策

- （1）駅事務室へのセキュリティカメラの設置を行い、不正行為への抑止力向上を図ります。
- （2）駅事務室内にある拾得物保管場所の鍵の不正利用を防止するため、電子キー等の導入による使用履歴の管理を検討します。
- （3）全駅社員を対象に厳正な拾得物の取扱いをはじめとするコンプライアンスに関する教育、駅管理者による個人面談を実施し、法令等に基づき職務を厳正に遂行することを再徹底いたします。
- （4）臨時のコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を開催し注意喚起を図るとともに、執務の厳正を徹底いたしました。

以 上